

内装建材の 警告表示に関するガイドライン

＜適切なPL法および消費生活用製品安全法の対応に向けて＞

第2版

平成24年（2012年）6月

一般社団法人リビングアメニティ協会

改訂にあたって

平成 24 年 6 月

一般社団法人 リビングアメニティ協会
リビングルーム部会長 長谷川賢司

住宅部品に関し、消費者が使用する上での安全確保を推進するため、平成 16 年に(社)リビングアメニティ協会と(社)日本サッシ協会は、内装建材の取扱説明書や製品本体ラベルにおける警告表示についてガイドラインを作成し、「内装建材の警告表示に関するガイドライン」として発行した。

昨今、社会全体で消費者保護の意識が一段と高まり、平成 19 年 5 月に改正「消費生活用製品安全法」が施行され、また平成 21 年 9 月には消費者庁が発足して消費者行政の一元化が図られた。

このような社会動向や消費者意識の変化を踏まえ、今回次の点を中心にガイドラインの改訂を行った。

- 1) 警告表示等の表示分類の明確化
- 2) 「明白な危険」該当事項の見直し

第 1 版において「明白な危険」に該当し警告表示は不要と判断した事項を、社会常識の変化や消費者の予測可能性・危険性浸透度などを考慮して再検討し、一部を警告表示として明記するように再分類した。

- 3) ガイドライン構成の見直し

第 1 版において掲載した床材は、日本複合床板工業会で冊子等作成し、周知・啓蒙活動を行っているので、今回は除外することとした。

今回の改訂されたガイドラインが、これまで以上に関係各社が作成する取扱説明書などに適切かつ有効に活用され、業界として消費者保護が推進されることを望むものである。

利用上の注意

一般社団法人リビングアメニティ協会会員は元より会員以外の事業者においても、本ガイドラインを参考に各事業者の判断で警告表示を行うことを推奨するところである。

但し、第三者からの問合せ等には各事業者の責任において対応されることを遵守されたい。

はじめに (第1版)

平成 16 年 4 月

社団法人 日本サッシ協会

社団法人 リビングアメニティ協会

平成 7 年 7 月に、製造物責任法（以下、「PL法」という）が施行されたことを契機に、製品の品質、機能、安全性に関する消費者の意識が強まり、製造業者（メーカー）に対してそれまで以上に厳しい責任を求める傾向となってきた。

これに伴って、消費者の製品使用上の安全確保を図るために、住宅部品関連業界では、それぞれ使用上の注意事項をまとめた警告表示に関するガイドラインを作成し、各メーカーはこれに基づいて製品の取扱説明書を作成するとともに、製品本体に貼付するラベルを作成した。しかし、PL法の施行当初は、アメリカでの巨額の損害賠償が要求されるPL訴訟やささいな表示上のミスによりメーカーが敗訴する事例を踏まえて、国内メーカーの多くが消費者対応に過剰に反応し、日常生活の上で常識と思えるような内容の注意事項が氾濫する事態となった。

当時、(財)ベターリビングに置かれていた住宅部品PLセンター（※注）では、過剰な警告表示の氾濫は本当に重要な安全上の注意事項を希釈化することになり、かえって消費者の安全に寄与しないとの判断から、常識的なものや消費者自身の自己責任といえる注意事項の記載を不要とするために、その判断基準として下記の「明白な危険」の考え方を提示した。

「明白な危険」とは、住宅生産団体連合会製造物責任委員会が提示した定義に基づき、平成 8 年に、住宅部品PLセンターが主催する住宅部品関連団体PL連絡会において、次の事項に該当するものとして合意された考え方であり、製品本体ラベルや取扱説明書への表示を必要としないものである。

- ① 保護者の管理監督責任として扱うもの
- ② 社会通念上、常識と判断できるもの
- ③ 所有者の設備維持管理責任にかかわるもの
- ④ 使用者の裁量に委ねるもの

（※注）住宅部品PLセンターは、平成 12 年 4 月より (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターに移行している。

上記住宅部品関連団体PL連絡会に参画している業界団体は、この「明白な危険」の考え方に基づいて、警告表示に関するガイドラインの全面的見直しを行ったが、室内建具、間仕切り、クローゼット等の内装建材（インテリア建材）については、まとまった業界団体がなく、警告表示のガイドラインがなかったために、同一、同種の製品でありながら各社によって取扱説明書や製品本体ラベルにおける警告表示内容が異なっているケースがあり、本当に重要で必要な注意事項は何か消費者に分かりづらい状況となっていた。

そこで、(社)リビングアメニティ協会と(社)日本サッシ協会が協力して、警告表示に関する検討委員会を設け、上記の「明白な危険」の考え方に基づいて各社の警告表示の内容見直しと整合性を図るべく検討を進めてきた。その結果、このほど「内装建材の警告表示に関するガイドライン」として、ここに発行の運びとなったものである。

本書については、関係各社において周知の上、消費者向けの取扱説明書等への警告表示にあたって、適切且つ有効に活用いただくようお願いするものである。

監修にあたって

平成 24 年 6 月
弁護士 秋野 卓生

製造物責任を基礎づける「欠陥」の一類型として、製品に設計上の欠陥がないとしても消費者が誤使用しないように警告を行っていなかったとして、「警告上の欠陥」が争われることがしばしばある。このような場合、消費者側からは、想定できるありとあらゆる誤使用について警告表示をしておくべきであったなどという過敏な主張をされることがある。また、企業側もこうした過敏な主張に対する「アリバイ」づくりのために警告表示が過大になされることがある。

しかし、このような警告表示は、過大な情報提供となり、かえって不適切な情報提供につながるといえるため、注意が必要である。

そこで、本ガイドラインの監修にあたっては、警告表示の作成に当たって、法的にどのような方向性で考えたらいいかという考え方や警告表示のあるべき水準を少しでも提案できるよう、次の点に特に意を払った。

まず、製造物責任法が施行されてから既に約 20 年弱が経過し、裁判例の集積は相当程度進んでいる。製造物責任法に関する裁判例においては、有るべき警告表示の水準が示唆されることがしばしばある。そこで、本ガイドラインの監修にあたっては、関連する裁判例を引用し、可能な限り裁判例の判断水準を参照できるように心がけた。

また、従前より示されていた警告表示を要しない場面である明白な危険の 4 類型について、より明確な指針となるよう加筆を行った。すなわち、過去の裁判例等を検討すれば、明白な危険の 4 類型に該当するような場面について警告上の欠陥を否定している事案があり、これらの事案においてどのような事情が重視されているのかを把握し、警告表示の要否に関するより具体的な指針となるようにコメントを加えた。

警告表示は、多分に評価・価値判断による部分が大きい。また、実際の事故の件数や製品に潜む危険性の態様、危険性回避技術の存否及びそのコストという製品の個性に大きく左右されるものである。それゆえ、既に建材の種類に応じて個別的な記載となっているが、個々の製品の性質・態様等に応じて、形式的に考えず、実質的にどのような危険があるのかを十分検討して頂きたいところである。

本ガイドラインで記載した裁判例の動向はあくまで平成 24 年 6 月時点でのものである。それゆえ、今後の裁判例の集積によっては、本ガイドラインで指摘した事項が通用しなくなることも想定されるところである。したがって、本ガイドラインの利用にあたっては、最新の裁判例や最新の法令等に目を配って頂きたいところである。

最後になったが、本ガイドラインにより、少しでもよい消費生活・よい社会につながれば、幸いである。

目 次

1	ガイドラインの利用にあたって	
1.1	ガイドラインのねらい	1
1.2	取扱説明書・ラベル	1
1.3	警告表示等の記載対象印刷物	1
1.4	用語、表現	2
1.5	表示分類	3
	(1) 警告表示項目	
	(2) 必ずしも警告としては必要ないと判断した項目	
	(3) 警告表示以外の項目	
1.6	表示タイトル	5
1.7	その他	5
1.8	付則	5
2	警告表示に関するガイドライン	
2.1	建具（内装ドア、収納扉、可動間仕切、クローゼット）	
	【開戸、引戸、折戸】	6
	2.1 (1) 警告表示項目	
	2.1 (2) 必ずしも警告表示としては必要ないと判断した項目	
	2.1 (3) 警告表示以外の項目	
2.2	収納（収納ユニット、収納パーツ）	9
	2.2 (1) 警告表示項目	
	2.2 (2) 必ずしも警告表示としては必要ないと判断した項目	
	2.2 (3) 警告表示以外の項目	
2.3	階段（階段、階段手すり）	12
	2.3 (1) 警告表示項目	
	2.3 (2) 必ずしも警告表示としては必要ないと判断した項目	
	2.3 (3) 警告表示以外の項目	
2.4	はしご段	13
	2.4 (1) 警告表示項目	
	2.4 (2) 必ずしも警告表示としては必要ないと判断した項目	
	2.4 (3) 警告表示以外の項目	
	付表-1 (A) 危害、損害の程度の表示方法	16
	(B) 警告図記号の使用上の留意点	16
	付表-2 (C) 警告図記号	17
	付表-3 警告表示の例	
	(D) 製品本体（ラベル）への警告表示の例	20
	(E) 取扱説明書への警告表示の例	21

1 ガイドラインの利用にあたって

1.1 ガイドラインのねらい

- ・本ガイドラインは、消費者向け取扱説明書および製品本体に貼付するラベル（これに準じるものを含む）を作成するにあたり、特にP L法および消費生活用製品安全法に対応して、内装建材製品の適切な使用と消費者の安全の確保を図るために、

- ① 警告表示として記載すべき注意事項
- ② 『明白な危険』と考えられる、必ずしも警告表示として記載の必要がないと判断した常識的な事項
- ③ 警告表示ではないその他の記載必要な事項（留意事項、操作、使用、お手入れ方法など）

について、会員各社のガイドラインとしてまとめたものである。

1.2 取扱説明書・ラベル

- ・製造物責任法との関係で問題とされる「警告表示」は、消費者向けのもの、施工業者向けのものの双方が含まれると解されている（※）。本ガイドラインは、消費者向けのものを対象とする。
- ・取扱説明書・ラベルとは、「製品を正しく安全に使用していただくために、警告表示を含む消費者に役立つ次のような情報を提供するためのもの」である。

- ① 安全、品質、性能などの確保のための使用上の注意事項
（消費者が知らないかまたは気付かないと思われる危険なことを含む）
- ② 固有機能の操作方法、調整方法
- ③ 事故につながるおそれのある不具合な状態とその対処方法
- ④ 不具合の発生を防止し、良好な状態を保持するための日常のお手入れと点検方法
- ⑤ 不具合発生時の修理依頼や問い合わせのための連絡先
- ⑥ その他、製品の使用やお手入れに関連して、消費者の生活上役に立つと思われる製品の素材や表面仕上げなどの情報

- ・誤使用の危険性の程度に応じては、取扱説明書では足りず、ラベルにて危険の表記をすべき場合もある。

- ・製品の長期使用に伴い、住宅部品の経年劣化状況をお客様自身で確認していただき、劣化兆候があれば専門家（製品購入先・メーカー）に速やかにご連絡いただき、整備・修理などを受けて、住宅部品をより長く安全にお使いいただくことを目的として、自主点検表を取扱説明書に記載することが望ましい。

※：広島地方裁判所平成16年7月6日判決は、自転車の組立業者向けの注意事項が不十分であったとして、警告上の欠陥を認定した。

1.3 警告表示等の記載対象印刷物

- ・警告表示を含む使用上の注意事項を記載すべき対象印刷物は、消費者向けの「取扱説明書」と製品本体に貼付する「ラベル」とする。
- ・主に代理店、施工業者などの流通段階の業者が使用する「製品カタログ」および「施工説明書」は対象としない。

※理 由：現状、当業界における製品カタログは、必ずしも消費者向けのものとは限らず、たとえ消費者からの要望で製品カタログを渡しても、製品を購入するまでの活用がほとんどであり、取扱説明書のように「いつでも読めるように保管すること」をお願いする性格のものではないからである。従って、製品カタログに記載しても、安全な使用方法などに関して消費者に情報提供をしたことにならないので、メーカーとしてはPL法上の責任を果たしたことになる。

同様に、施工説明書も施工業者が取付け工事を行うときの参考に供するために、作業手順、組み立て方法、作業上の注意事項などを記載したものであり、消費者に手渡す性格のものではないことは明らかである。

- ・製品カタログには、施工業者に対して、使用上の注意事項、商品保証などを記載した取扱説明書を消費者に確実に届けていただくことをお願いするメッセージを記載することが現実的であり望ましい。

<製品カタログに記載するメッセージの文例>

施工業者様へのお願い

弊社では、お施主様が製品を安全に正しくご使用いただくためのお願い事項やお手入れ方法などの重要な内容を記載した取扱説明書を用意しております。必ず、お施主様に手渡していただきますようお願いいたします。

※参 考：警告表示を含む使用上の注意事項の中で、消費者が製品の選択をする際に必要なものと判断される場合、または業者としても知っておくべき製品上の情報があると判断される場合は、用途範囲、耐荷重性能などを製品選択上の製品関連情報として、各社の裁量により製品カタログに記載してもよい。この場合、「～しないでください」、「～してください」という警告表示の表現ではなく、製品の特徴、性能などを示す適切な表現となるよう工夫する。

1.4 用語、表現

- ・本ガイドラインの「標準文例」において、金具類や部品の名称、漢字の使い方、送り仮名、言い回しなどについては、各社の実情に応じて変更してもよい。ただし、取扱説明書の趣旨または分かりやすさに反しないよう配慮する。
- ・消費者向けの取扱説明書やラベルには、「および」、「または」、「など」、「さらに」という具合に、できるだけ平仮名を使用する。
- ・注意事項の中で使用される「～のおそれがある。」という「おそれ」については、「恐怖」の意味ではなく、「気遣い」を意味する「虞（おそれ）」のことであることから、本ガイドラインでは平仮名で表記することとし、「恐れ」という漢字を使用しないこととした。

- ・本ガイドラインでは、「製品」という用語を使用したか、「商品」と読み替えてもよい。
- ・できるだけ単文構造で表現し、一般消費者が容易に理解できること。
- ・専門用語、技術用語は必要最小限にとどめる。
- ・一貫した用語及び単位を使用することが望ましい。
- ・ひとつの文では、ひとつの指示を示すことが望ましい。
- ・能動態を用いて、受動態による表現を避けること。
 良い例：ドアを閉めてください。
 悪い例：ドアが閉められていることを確かめてください。
- ・明確に断言する。
 良い例：レバーを動かさないでください。
 悪い例：レバーは動かさないほうがよいでしょう。
- ・行動を表す動詞を使用する。
 良い例：使用してください。維持してください。避けてください。
 悪い例：使用。保守。回避。
- ・使用者側に立った表現にする。
 良い例：あなたの方へ黒いレバーを引いてください。
 悪い例：製品の方から黒いレバーを引いてください。
- ・住宅設備機器においては、児童を対象とした警告表示をするべき場合が考えられる。
 このような場合には、特に平易な表現になるよう注意するべきである。
 ※：神戸地方裁判所姫路支部平成 22 年 11 月 17 日判決は、こんにやくゼリーの警告表示につき、視力や注意力が減退している高齢者は想定し得るものの、それらの減退の程度が著しい場合には、そもそも自ら買い物・摂取をすることは通常考えにくいから、ここで問題とすべきは、自活能力のある高齢者が、警告表示に気付くかということというべきであると判示し、想定すべき警告表示の受け手という観点についても検討を行っている。

1.5 表示分類

(1) 警告表示項目

警告表示とは、人身への危害と財産への損害を未然に防ぐための表示事項である。「JIS S 0137:2000 消費生活用製品の取扱説明書に関する指針」に基づき、人身への危害、財産への損害の程度を、「危険」「警告」「注意」の3段階のレベルに分けて次のように定義する。

(警告図記号と表記方法、警告表示の例は、付表-1~3 参照)

レベル	定義
危険 (※1)	この表示を無視して誤った取扱いを行なうと、使用者などが死亡または重症(※2)を負う危険が切迫して生じることが想定される危害の程度を示す。
警告	この表示を無視して誤った取扱いを行なうと、使用者などが死亡または重症を負うことが想定される危害の程度を示す。

注意	この表示を無視して誤った取扱いを行なうと、使用者などが傷害（※3）を負うことが想定されるか、物的損害（※4）の発生が想定される危害・損害の程度を示す。
----	---

（※1）「危険」表示は限定的に使用し、多用しないこと。

（※2）重症とは失明、ケガ、やけど、感電、骨折、中毒などで後遺症が残るものおよび治療に入院・長期の通院を要するものをさす。

（※3）傷害とは治療に入院や長期の通院を要さない、ケガ、やけど、感電などをさす。

（※4）物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットなどに関わる拡大損害をさす。

- ・ 取扱説明書の冒頭部分において、例えば「警告表示の種類と内容」と題して、警告図記号の意味を説明する解説文を掲載する。（付表-3（2）参照）

（2）必ずしも警告表示としては必要ないと判断した項目

次に該当する常識的な事項や消費者自身の自己責任といえる（＝『明白な危険』）事項であり、製品本体ラベルや取扱説明書への記載は必ずしも必要ではない。

① 保護者の管理監督責任として扱うもの

子供の異常な行動については、多分に保護者の管理監督責任の問題となり警告表示は要しない場合が多い。ただし、合理的に予測される子供の異常な行動については保護者の管理監督に存する危険についての警告表示が問題となる場合がある。

※P6の2-1 建具 **⚠警告** 折戸“扉どおしの指はさみ”“特に小さなお子様には十分ご注意ください”の項参照

② 社会通念上、常識と判断できるもの

なお、ここでいう「常識」は時代と共に変化していくものであるため、注意が必要である。エスカレータに足を挟む事故について、エスカレーターの普及により一定の危険性は常識になったという判断がなされた裁判もある。

一方、子供がおばあちゃんの家遊びに行った際、おばあちゃんの家古い設備の使用法を知らず事故にあうといったケースもあり、今後、かつて常識と考えていた事項についても警告表示を要する場面が想定されうる。

③ 所有者の設備維持管理責任にかかわるもの

所有者に要求される通常のメンテナンスに関する事項については警告表示を要さない場合もある。ただし、ネジの緩みなど危険な事故につながる場合には警告表示の対象となるといえる。

※P13の2-4 はしご段 **⚠警告** はしご段“ねじ・ナットのゆるみ”参照

④ 使用者の裁量に委ねるもの

合理的に予見可能性がある危険性については警告表示の必要性があるが、使用者が通常想定されないような使用方法をあえて行う場合まで想定して警告表示をする必要はない。

（3）警告表示以外の項目

人身への危害と財産への損害には至らないが、製品自体の損傷や不具合のみが生じると思われる場合や、操作・使用・お手入れ方法などの必要な表示事項。

項目	定義
留意事項	人身事故にはならないが、製品自体の損傷または不具合に至るおそれがある事項。
性能表示	製品が有する性能事項。 ※ただし性能を逸脱して使用したことで人損・物損につながるおそれがある場合は警告表示とする。
操作方法・使用方法	製品の使い方に関するお願い事項
お手入れ	お手入れの仕方に関するお願い事項
メンテナンス	修理やメンテナンスに関するお願い事項

1.6 表示タイトル

(1) 警告表示項目

「危険」「警告」「注意」の分類で示した注意事項（警告表示）は、これらをまとめた上で、「安全のためにお守りください」などのタイトルを付する。タイトルの名称は、各社の実情 に応じて採用することができる。（付表-3（3） 参照）

(2) 警告表示以外の項目

「お願い」を意味するタイトルを付する。ただし、警告表示との区別のため、警告図記号や「危険」・「警告」・「注意」等の用語、安全という言葉は使用しない。タイトルの名称は、各社の実情に応じて採用することができる。

1.7 その他

警告表示の内容を消費者に分かりやすく伝えるために、イラストなどを併用することが望ましい。

1.8 付則

次のような場合、必要に応じて関係団体等とPL関連の情報交換会などの場を設ける。

- ① 関連法規の制定、改正などにより、本ガイドラインの記載内容に追加または見直しが必要と判断される場合
- ② PL事故、苦情などの発生により、警告表示の記載内容またはランクの見直しの是非について、検討が必要と判断される場合

『内装建材の警告表示に関するガイドライン』

2-1 建具(内装ドア、収納扉、可動間仕切、クローゼット)

(1) 警告表示項目

レベル	製品区分	内容	内容事例 (表示文例)
⚠ 警告	折戸	扉どうしの指はさみ(※)	扉の開閉にあたっては、扉どうしのすき間や扉と枠のすき間に手を置かないでください。指をはさんでケガをするおそれがあります。特に小さなお子様には十分ご注意ください。また、温湿度環境によって、扉に反りが生じ、すき間が大きくなる可能性があります。ご注意ください。
	開戸	ドアストッパーの磁力に関して	【ドアストッパー(マグネットタイプ)】 ドアストッパーやマグネットタッチから〇〇cm以上離れて操作および使用してください。心臓ペースメーカーを装備されている方は、接近して操作されると誤作動をまねくおそれがあります。その他、医療電子機器類についても影響を与える場合があります。※磁力の強いものの場合。
⚠ 注意	開戸	丁番部の指はさみ(※、※2)	扉の開閉にあたっては、丁番側のすき間に手を置かないでください。指をはさんでケガのおそれがあります。特に小さなお子様には十分ご注意ください。
		戸尻側の指はさみ(※)	扉の開閉にあたっては、必ず取っ手を持って操作してください。取っ手から手を離したり、扉の先端に手を置くと、扉が急に閉まったとき、扉と枠の間で指をはさみ、思わぬケガをするおそれがあります。特に小さなお子様には十分ご注意ください。
	引戸	扉どうし、扉と枠の指はさみ(※)	扉と枠の間や扉と扉のすき間に手や指を入れないでください。指をはさんでケガのおそれがあります。特に小さなお子様には十分ご注意ください。
	開戸、引戸、折戸	静かな開閉	扉の開閉は静かに行なってください。勢いよく開閉すると、扉が破損したり脱落してケガをするおそれがあります。
		ぶら下がりが、もたれかかり(※3)	扉や取っ手(引手)にぶら下がったり、扉にぶつかったり、もたれたりしないでください。扉が破損したり、脱落してケガをするおそれがあります。特に小さなお子様には十分ご注意ください。
		衝撃によるガラス(ミラー)破損	ガラス(ミラー)に強い衝撃を与えたり、物をぶつけたりしないでください。ガラス(ミラー)が割れてケガをするおそれがあります。特に小さなお子様には十分ご注意ください。
	開戸	丁番 固定ねじの締付け	固定ねじは確実に締め付けてください。締めつけがゆるいと使用中に固定ねじがゆるみ、丁番が破損したり扉が脱落してケガをするおそれがあります。
		ドアストッパーの使用に関して(※4)	【ドアストッパー】 扉を開け放した状態にするときは、ドアストッパーなどをお使いください。強い風などで、勢いよく閉まることがあり、ぶつかったりガラス割れなどで思わぬケガをするおそれがあります。
ドアストッパーのフラップに関して		【ドアストッパー(マグネットタイプ)】 フラップが立ち上がったままになっている場合は、必ず手で倒してください。思わぬケガをするおそれがあります。	
引戸	吊り引戸の操作方法	ガイドピンが外れた状態で本体を前後左右にスイングさせないでください。部品や本体が破損して落下しケガをするおそれがあります。	

※ 「指はさみ」について折戸と開戸、引戸とで、警告の分類に差を設けた。折戸については開戸、引戸よりも開閉形態が新しく危険性認知度が低く、発生の可能性が高い事から、より高いレベルの警告表示を適用した。

※2 東京地裁平成23年2月9日判決は、子供がトイレプースのドアの隙間に指を挟んだ事故について「開き戸は乳幼児等の指詰め事故発生のおそれがあることや指詰め事故を防止するために開き戸における指詰め事故防止器具が市販されている旨の情報は、遅くとも平成八年以降一般にも相当程度普及していたことがうかがえることは前示のとおりである。このような事実関係の下では、被告は、本件トイレプースの販売先や利用者等に対し、指詰め事故発生危険性を告知すべき義務を負うとはいえない。」と判示しており、参考に値する。

※3 福島地裁郡山支部平成7年7月25日判決は、「本件事故は、龍平(筆者注:被害児童)が本件机にぶら下がるなどという、本件机の本来の使用法とは明らかに異なった行動をとったために発生したと考えられ、このような龍平の行動は、幼児等の遊戯場であれば格別、家庭用電機製品の販売店店舗内において通常予想される事態を超えているものというべきであるから、被告において、かような事態まで想定した上、本件机を固定して横転の危険性を回避すべき義務まであったとはいえない」と判示して、子供によるぶら下がり事故について、警告等がなかったことについて損害賠償責任を認めなかった。ただし、ここでは電気製品売り場であるという事情を重視しており、子供が遊ぶことが考えられる居室内についてはどう考えるべきかは大変悩ましいところである。

※4 東京地裁平成7年11月15日判決は、強風によりドアが急速にしまっただけでドアに指を挟んだ事故について「ドア及びドアクローザー取付業者に対し、B.L.制度基準速度以外に他の条件を考慮してドア取付調整を行う義務があるというためには、当該場所が通常予測される玄関ドアの取付場所以上に強風の影響を常時受けることが明白かつ容易に予測される等の特別な事情が必要であるというべきであるところ、河川沿いに立地し周囲に高層建築物がないマンションは珍しい存在ではないし、本件マンションに対する風向も一定ではないのであるから、本件ドア及びドアクローザーの取付場所が通常予測される玄関ドアの取付場所以上の強風の影響を常時受けることが予測されるということはできない。」として、施工業者について、強風によりドアが急速にしまることに対応する注意義務はないと判断している。同様に考えると、ドア製造業者側としても、通常予測される以上の強風によりドアが急速にしまることの警告表示までは必要はないという方向性で考えられるのではないかとと思われる。

(2) 必ずしも警告表示としては必要ないと判断した項目（記載不要理由は、P4 1.5 表示分類(2)参照）

記載不要理由	製品区分	内容事例
明白な危険 ②④に該当	開戸	押し引きの際は注意して、静かに開けてください。向こう側に人がいてケガをするおそれがあります。

(3) 警告表示以外の項目

分類	製品区分	内容	内容事例（表示文例）
留意事項	開戸・引戸・折戸	熱風、熱気による反り	暖房器具などから発生する熱風、熱気が直接当たらないようにしてください。扉の反り、変色などの原因になります。
		木製建具の反り	木材を原料とする木質材料(合板、パーティクルボード、MDFなど)を加工して作られた木製建具は、空気中の水分を吸収したり放出したりすることにより、伸縮する特性を有しています。この空気中の水分の吸収・放出は、木製建具周辺の温度、湿度などの環境条件の変化に応じて発生するものであり、自然現象といえます。特に、木製建具の室内面と室外面側の環境条件が大きく異なる場合、『反り』という現象が発生することがあります。
		『反り』の発生を押さえ方	ご使用の環境や設置場所によって『反り』が発生する場合があります。『反り』の発生をできるだけ押さえる方法として、つぎのことにご注意ください。 1. エアコン、暖房器具などをお使いになる場合は、木製建具に直接熱風、熱気が当たらないようにしてください。 2. 夏場の冷房、梅雨時の除湿、冬場の暖房などにより、室内と室外の環境条件の差を極端に大きくしないでください。 3. 木製建具に直射日光が当たる場合は、窓辺にカーテン、すだれなどを設けて日光を遮ってください。 発生した『反り』は、室内側と室外側の環境条件を近づけることによって、小さくなる場合があります。
		粘着テープやポスターによる傷み	扉に粘着テープやポスターなどを貼らないでください。表面が傷むおそれがあります。
		水、油、殺虫剤による変色	本体に水、油、殺虫剤などが付着しないようにしてください。(材質)の特性により表面がふくれたり、しみ、変色などが発生するおそれがあります。 ※材質を表示すること。
	開戸	ドアクローザーの使用に関して	【ドアクローザー】 ドアクローザーをご使用になる場合は、ドアクローザーのスピード以上に無理に扉を閉じないでください。
	引戸・折戸	戸車、レールの消耗	調整用戸車・レールは消耗部品です。 戸車およびレール間に異物が付着した状態での開閉は避けてください。長期間のご使用にあたり、開閉がしづらくなった場合には交換(有償)をおすすめします。
操作・使用方法	開戸	ドアストッパー(マグネットタイプ)のロックレバー	【ドアストッパー(マグネットタイプ)】 扉を開放しておくときは、必ずロックレバーを下げて扉を固定してください。
	引戸	固定ピンのひっかかり	ピンが上がりっぱなしのときは手で押し下げて下さい。つまづいたり、ひっかかるおそれがあります。
		上吊り引戸の開閉方向	引戸に開閉方向以外の力を加えて操作しないでください。上吊り引戸が固定ピンから外れるおそれがあります。
	開戸	フランス落としの使用に関して	扉の固定：扉面がレールと水平になるようにしっかり閉め、扉下部にある「フランス落とし(固定レバー)」を操作し固定してください。レバーは下げ位置で「固定」、上げ位置で「解除」です。
	折戸	折戸の開閉方法	扉の開閉は、フラットな状態のままスライドさせてください。折りたたんだ状態でスライドさせますと、円滑に開閉ができなかったり、走行に支障がでたりする場合があります。
折戸の開閉方法		扉を開閉するときは、下部ふれ止めが上がっていることを確認してください。ロックの状態を開閉しますと、レールに傷がついたり、扉の傾きが生じるおそれがあります。	

(3) 警告表示以外の項目

分類	製品区分	内容	内容事例（表示文例）
お手入れ	開戸・引戸・折戸	お手入れ方法	日常のお手入れは乾いた柔らかい布または化学雑巾で乾拭きしてください。ひどい汚れまたは落ちにくい汚れは中性洗剤を薄めて固く絞った雑巾で拭きとってください。汚れがひどい場合でも酸性・アルカリ性の洗剤、溶剤（シンナー・ベンジン）などは、絶対に使用しないでください。表面が変色、変質のおそれがあります。
	開戸	ドアストッパー（マグネットタイプ）のお手入れ	【ドアストッパー（マグネットタイプ）】 フラップ下のゴミは、取りのぞいてください。ゴミがたまると、フラップが作動しなくなるおそれがあります。
	引戸・折戸	レールのお手入れ	ゴミがたまらないよう、レールの溝はこまめにお掃除をしてください。扉レールの溝はにゴミがたまりますと扉の滑らかな走行の妨げとなり、故障の原因になります。掃除機などでこまめに掃除をしてください。
	開戸・引戸・折戸	鏡面塗装に関して	鏡面塗装仕上げの商品は、あてキズ、ひっかきキズがつくと経年で塗膜にクラックが入るおそれがあります。
メンテナンス	開戸・引戸・折戸	異常時の確認	使用中に異常を感じられたり不具合が生じたときは、本説明書をご参考の上、取付け部分などの状況を確認してください。ご自身で対処できない場合には、施工業者様にご連絡またはご相談ください。
	開戸	ラッチ本体の消耗	ラッチ本体は消耗部品です。 ハンドルを回してもラッチが完全に引き込まない場合や、ガタツキや異常を感じられた場合は、本説明書をよくお読みいただき、ハンドルを取り外しラッチの交換を行ってください。ご自身で対処できない場合には、施工業者様にご連絡ご相談ください。 ラッチ本体が破損すると、ドアが開かなくなるおそれがあります。
	開戸・引戸・折戸	分解や改造に関して	この製品の分解や改造はしないでください。製品強度が失われ、ケガや破損の原因になります。
		電動ドライバーによる破損	部品の各調整に電動ドライバーを使用しないでください。部品を損傷するおそれがあります。
		鏡面塗装面の加工に関して	鏡面塗装面に穴加工やねじ止めを行なう場合は、専用工具が必要ですのでお買い上げの施工業者様にご連絡ご相談ください。

2-2 収納(収納ユニット、収納パーツ)

(1) 警告表示項目

レベル	製品区分	内容	内容事例 (表示文例)
⚠ 警告	収納ユニット	水によるショート、感電	【電源コンセント】 水槽、花瓶など水の入ったものを置いたり、水をかけたりしないでください。 ショート・感電のおそれがあります。
		容量オーバーによる発熱、火災	【電源コンセント】 電源コンセントは合計〇〇〇〇W(または表示容量)を超えて使わないでください。 発熱による火災の原因になります。
		ゴミ、ほこりによる火災	【電源コンセント】 コンセントにゴミやほこりが付着しないように、定期的に掃除をしてください。 火災・ショート・漏電・感電のおそれがあります。
		指定ランプの使用	【照明器具】 必ず指定のランプを使用してください。 火災ややけどの原因になります。 ※適合ランプ(種類、W数)を表示すること。
		異常を感じた場合の処置	【照明器具】 異常を感じた場合は、速やかに電源を切ってください。 放置すると火災・感電の原因になります。 異常がおさまったことを確認し、施工業者にご相談ください。
		ランプ交換、お手入れ	【照明器具】 ランプ交換やお手入れの際は、必ず電源を切ってください。 やけど、感電の原因になります。
⚠ 注意	収納ユニット	丁番部の指はさみ	丁番などの可動部には手を入れないでください。 手をはさんでケガをするおそれがあります。
		扉どうし、扉と枠の指はさみ	扉と枠(箱)の間や扉と扉のすき間に手や指を入れないでください。 指をはさんでケガのおそれがあります。 特に小さなお子様には十分ご注意ください。
		扉どうしの指はさみ	扉の開閉は取っ手を持って正しく行なってください。 指をはさんでケガをするおそれがあります。 小さなお子様には十分ご注意ください。
		静かな開閉	扉や引出しの開閉は静かに行なってください。 扉や引出しが破損、転倒、落下しケガをするおそれがあります。
		扉の傾き、ガタツキ	扉が傾いたり、ガタついている場合は、前後調整ねじ・上下調整ねじがしっかり締め付けてあるか確認してください。 扉が脱落してケガをするおそれがあります。
		局部荷重によるガラス破損	ガラス棚に局部的な荷重をかけないでください。 棚が破損してケガをするおそれがあります。
		衝撃によるガラス破損(※5)	ガラス扉や棚に、物をぶつけたり落としたり、強い衝撃を与えないでください。 ガラスが破損してケガをするおそれがあります。 小さなお子様には十分ご注意ください。
	収納ユニット・収納パーツ	扉などへの乗上がり、ぶら下がり	扉や引出し、棚板、カウンター、などに乗ったりぶら下がったりしないでください。 破損、転倒、落下してケガをするおそれがあります。
	耐荷重を超える収納	□□に〇〇kg(または耐荷重)を超える重量の物を収納しない(または載せない)でください。 破損、落下、転倒してケガをするおそれがあります。 ※商品に応じて、□□を「棚板」「引出し」「カウンター」「天袋」などに変更する。 ※耐荷重を表記すること。	

※5 奈良地裁平成15年10月8日判決が「コレールの製造業者等である被告旭らとしては」「コレールの破損による危険を防止するために必要な情報を積極的に提供すべきである。確かに、商品カタログは、商品を宣伝し、消費者に購入させることを目的として作成されるものであるが、消費者は商品の製造・販売業者による情報提供がなければ、製品の特性に関して十分な情報を知り得ないのが通常であることに鑑みれば、商品の製造業者等としては、当該製品の短所、危険性についての情報を提供すべき責任を免れるものではないし、まして、取扱説明書においては、短所や危険性について注意喚起が要求されるというべきである。」と判示していることは参考になります。このように、強化ガラスを使用している場合には、事故時の危険性を警告表示を加筆することも考えられます。

(1) 警告表示項目

レベル	製品区分	内容	内容事例（表示文例）
⚠ 注意	収納ユニット・ 収納パーツ	用途以外の重量物の 収納	〇〇以外の重量物(書籍など)を収納しないでください。 破損、転倒、落下してケガをするおそれがあります。(※〇〇例:靴類、衣類 など)
		部品の確実な取付け	【収納ユニット・棚板】 棚板が確実に取り付けられていることを確認してください。 取付けが不十分な場合、棚板・収納物が落下してケガをするおそれがあり ます。 【収納ユニット・引出し】 引出しが確実に取り付けられていることを確認してください。 取付けが不十分な場合、引出しが落下してケガをするおそれがあります。 【収納パーツ】 部品が確実に取り付けられていることを確認してください。 取付けが不十分な場合、部品・収納物が落下してケガをするおそれがあり ます。
		分解や改造に関して	絶対に自分で分解・改造をしないでください。 ケガ・事故の原因になります。 【照明器具、電源コンセント】 絶対に自分で分解・修理・改造をしないでください。 感電・火災の原因になります。※警告表示ランク
	収納ユニット	照明器具によるやけど	【照明器具】 点灯中・消灯直後は高温のためランプやその周辺にさわらないでください。 やけどの原因になります。
		照明器具の寿命	【照明器具】 照明器具には寿命があります。設置して8～10年経つと外観に異常がなく ても、内部の劣化が進行しています。点検・交換をおすすめします。 点検せずに長時間使い続けると、まれに火災、感電、落下に至るおそれ があります。

(2) 必ずしも警告表示としては必要ないと判断した項目（記載不要理由は、P4 1.5 表示分類(2)参照）

記載不要理由	製品区分	内容事例
明白な危険 ②④に該当	収納ユニット	扉を開ける際は周囲に人が居ないか、扉の開閉軌跡上にものが無いか確認の上、操作してください。
明白な危険 ④に該当		地板に乗り、上のものを取らないでください。破損、転倒のおそれがあります。
明白な危険 ②④に該当		扉の取っ手に荷物を掛けないでください。
明白な危険 ④に該当		扉に、鏡やホワイトボード等を貼り付けしないでください。
明白な危険 ②④に該当		荷物を収納する場合は、荷物が扉の開閉時に当たらないように収納してください。 収納本体に固いものを落したり、衝撃を与えたりしないでください。破損するおそれがあります。
明白な危険 ④に該当	収納ユニット・ 収納パーツ	本製品は一般家庭用品を収納する製品です。ただし、次のような危険なものは収納しないでください。 1)油やシンナーなどの可燃物や薬品 2)鉄アレイなどの過度に重い物 3)その他危険物 腐りやすいもの・湿気を嫌うもの・カビの発生しやすいものを入れないでください。

(3) 警告表示以外の項目

分類	製品区分	内容	内容事例（表示文例）
性能表示	収納ユニット	ステーのグリスにじみ	長時間使用していると、ステーの可動部よりグリスがにじんてくる場合があります。機能上の支障はありませんので、そのままご使用ください。
留意事項	収納ユニット	扉の可動範囲	扉は〇〇°（または可動範囲）を超えて、開けないでください。破損の原因になります。※可動範囲を表記すること。
		引出し手前への重量物の収納	引出しの手前に重い物を集中して入れないでください。引出しが破損、脱落するおそれがあります。
		引き出し過ぎによる外れ	引出しをいっぱいまで引き出さないでください。引出しが外れるおそれがあります。
		こすれによるキズ	固いもので表面をこすらないでください。キズがつくおそれがあります。
		熱源、蒸気による変形、変色	蒸気の出る家電製品（炊飯器・ポットなど）や熱源の露出した器具（電気コンロ・電熱器など）を収納したまま使用しないでください。変形、変色の原因になります。
		暖房器具による反り、変色	暖房器具などから発生する熱風、熱気が直接当たらないようにしてください。反り、変形、変色の原因になります。
		電気機器の熱による変形、変色	家電製品を設置する場合は、側板・裏板との間にすき間を設けてください。すき間は家電製品の取扱説明書に記載の寸法をお守りください。十分なすき間がない場合、ユニット内に熱がこもり、変色、変形のおそれがあります。
		濡れたものの収納	濡れたものを収納しないでください。サビ、変形、腐食、シミの原因になります。
		染料の強い薬剤の収納	入浴剤や毛染液などの染料の強い薬剤を収納しないでください。色うつりが発生するおそれがあります。
		強酸、強アルカリ、有機剤の収納	強酸、強アルカリ、有機溶剤を収納しないでください。金具にサビが発生するおそれがあります。
		汚れ放置による腐食、かび	収納棚を汚れたままにしないでください。腐食やかびの原因になります。
		お手入れ	収納ユニット・ 収納パーツ
棚板のお掃除方法	【木製棚板】 棚板を水洗いしないでください。棚板に変形・反りが生じるおそれがあります。 【樹脂製棚板】 棚板は丸ごと手洗いができます。かびの発生および変形・変色防止のため、水洗い後は必ず陰干しをして完全に乾かしてから取付けてください。		
メンテナンス	収納ユニット・ 収納パーツ	異常を感じた場合の確認	使用中に異常が感じられたり不具合が生じたときは、本説明書をよくお読みいただき、取付部分などの状況を確認してください。ご自身で対応できない場合には、施工業者様にご連絡またはご相談ください。

2-3 階段・階段手すり

(1) 警告表示項目

レベル	製品区分	内容	内容事例（表示文例）
⚠ 警告	階段手すり	ゆるみ・ガタツキ	手すりを使用中にゆるみやガタツキなどの異常を感じられた場合には、破損や転倒・転落による事故のおそれがあります。使用を中止して、施工業者様にご連絡またはご相談してください。
		衝撃による破損	手すりなどの階段部材に強い衝撃を加えますとケガをしたり、故障・破損のおそれがあります。
		ぶら下がり	手すりにぶら下がったり、上に乗ったりしないでください。ケガをしたり、故障・破損のおそれがあります。特に小さなお子様には十分にご注意ください。

(2) 必ずしも警告表示としては必要ないと判断した項目（記載不要理由は、P4 1.5 表示分類(2)参照）

記載不要理由	製品区分	内容事例
明白な危険 ②④に該当	階段手すり	安全バー手すりなどの端部に身体をぶつかけたり、衣服をひっかけたりすることのないようにご注意ください。
明白な危険 ①②④に該当	階段	階段では走ったり、飛び跳ねたりしないでください。すべて転落事故の原因になります。
		階段の途中に物を置かないでください。つまずいたり、すべったりして転落事故の原因になります。
		オープン階段の踏板の角に頭をぶつけないようご注意ください。ケガをする原因になります。クッション材を取り付けることでケガの防止になります。

(3) 警告表示以外の項目

分類	製品区分	内容	内容事例（表示文例）
お手入れ	階段・階段手すり	お手入れ方法	日常のお手入れは乾いた柔らかい布で乾拭きしてください。ひどい汚れまたは落ちにくい汚れは中性洗剤を薄めて固く絞った雑巾で拭き取ってください。汚れがひどい場合でも酸性・アルカリ性の洗剤、溶剤（シンナー・ベンジン）などは絶対に使用しないでください。表面が変色、変質のおそれがあります。また、ナイロンたわし、ブラシで表面をこすると塗膜や基材を傷める原因になります。
メンテナンス	階段・階段手すり	分解や改造に関して	お客様自身による分解・改造をしないでください。ケガをしたり、故障・破損の原因になります。分解・改造が必要な場合は、施工業者様にご連絡またはご相談してください。

2-4 はしご段

(1) 警告表示項目

レベル	製品区分	内容	内容事例（表示文例）
 警告	はしご段	耐荷重性能	はしごを安全に使用できる最大荷重は〇〇kgです。体重と荷物の重量の合計が〇〇kgを超えないでご使用ください。制限荷重を超えるとはしごが破損してケガをするおそれがあります。
		ねじ・ナットのゆるみ	ねじ・ナット類がゆるんだまま使用しないでください。ゆるんだまま使用しますと、ねじ・ナットなどが外れて破損や転倒・転落による事故のおそれがあります。万一、ねじ・ナットなどがゆるんでいた場合は、ただちにスパナやドライバーで締めなおしてください。ご自身で対処できない場合は、使用を中止して、施工業者様にご連絡またはご相談してください。
		手すりのガタツキ	手すりを使用中にゆるみやガタツキなどの異常を感じられた場合には、破損や転倒・転落による事故のおそれがあります。ただちに使用を中止して、施工業者様にご連絡またはご相談してください。
		昇降時のはきもの	スリッパなどのすべりやすいものをはいたままの昇降は、しないでください。すべて踏み外し、ケガをするおそれがあります。手すりをしっかりつかみ昇降してください。
		昇降時の体の向き	はしごを昇り降りするときは、手すりをしっかりと持ってはしごに向かって（昇る時と同じ向き）昇降してください。はしごに背を向けて昇降しますと、踏み外してケガをするおそれがあります。
		昇降時の人数	はしごに2人以上乗らないでください。同時に2人以上で昇降すると接触により、転倒や転落して、ケガをするおそれがあります。
		はしご昇降方法	はしごを昇り降りする場合は、必ず手すり、または、はしごにつかまってください。はしごにつかまらないうで昇り降りしますと、バランスをくずし、落ちてケガをするおそれがあります。
		はしご収納状態での昇降に関して	ロフト用のはしごは、収納した状態で昇り降りしないでください。収納した状態では、昇り降りの荷重に耐えられませんので、破損による事故やケガをするおそれがあります。
		はしごへの荷重	はしごへ飛び乗ったり、飛び降りたり、ゆさぶったりしないでください。瞬間的に踏板へ大きな荷重がかかり破損により落下しケガをするおそれがあります。はしごやフタの操作途中でぶら下がったり、ゆすったりしないでください。はしごが落下し、ケガをするおそれがあります。
		無理な力やぶら下がり	手すりに無理な力を加えたりぶら下がったりしないでください。破損による落下事故のおそれがあります。
 注意	はしご段	はしご収納方法	はしごの引き出しや収納は、手順通りに両手でゆっくりと行なってください。片手で操作すると手をすべらせるときケガをするおそれがあります。
		頭上のフタに関して	フタを開けるとき（本体を引き出したとき）は、フタ板が急に開くおそれがありますので、フタの下に立たないでください。頭に当たりケガの原因になります。フタを閉めるときは、フタが完全に閉まっているか確認してください。フタが閉まっていないとフタが開き、ケガをするおそれがあります。
		指はさみ	はしごの引き出しや収納のときには、指をはさまないように注意してください。ケガのおそれがあります。

(2) 必ずしも警告表示としては必要ないと判断した項目（記載不要理由は、P4 1.5 表示分類(2)参照）

記載不要理由	製品区分	内容事例
明白な危険①に該当	はしご段	開閉棒は、必ずお子様の手が届かないところに保管してください。
明白な危険①④に該当		開閉棒は、開閉の目的以外に使用しないでください。
明白な危険①に該当		お子様・お年寄りなど、体力の弱い方のご使用はさけてください。ケガや事故の原因になります。幼児、お年寄り、病人などの力の弱い方の昇り降りは、おやめください。足を踏み外したり、はしご踏板につまずいてケガの原因になります。
明白な危険④に該当		はしごの上でお子様を遊ばせないでください。ケガの原因になります。
警告表示に該当せず		昇降時、頭上後部に注意してください。天井開口部に頭が当たりケガの原因になります。
警告表示に該当せず		収納した状態ではしごにもたれかかったり物を立掛けたりしないでください。はしごが倒れたり、物が倒れケガや破損の原因になります。
警告表示に該当せず	天井裏へのシンナー・塗料・油などの危険物の収納は絶対にしないでください。揮発性ガスが漏れ、火災事故の原因になります。	
警告表示に該当せず	昇降時、スプリングや開閉リンクには触れないでください。手をはさむなどケガの原因になります。	

(3) 警告表示以外の項目

分類	製品区分	内容	内容事例（表示文例）
操作・使用方法	はしご段	天井裏の確認	天井裏に人がいないことを確認の上、天井フタを閉めてください。閉じ込められるおそれがあります。また、誤ってフタの上に乗ると、ロックが外れて、下に落ちケガの原因になります。
		開閉棒の使用、操作方法	開閉棒を使用してフタを開閉する場合は、垂直に保ちゆっくりと下へ引き降ろしてご使用ください。急激に開閉すると、衝撃がかかり先が曲がり破損の原因になります。
		天井裏の使用に関して	天井裏の荷物は、はしごの上に荷崩れしないように荷物の配置に注意してください。
		天井裏の用途	天井裏は居室としては使用できません。
		はしご使用に関して	はしごの引き出した後、両方のゴム脚の底が床面に密着しているか、必ず確認してご使用ください。
		はしごの収納に関して	はしごを出したまま放置せずに、必ず収納してください。思わぬ事故・ケガの原因になります。
		はしごフックの使用に関して	ロフト用はしごを使用する際は、はしごのフックをパイプに確実にかけてご使用ください。
		転倒防止ベルトの脱着方法	転倒防止ベルトの脱着方法①ベルトの結び方および長さ調整 ・手順通りにベルトをパイプおよび本体に結んでください。②バックルの外し方 ・バックルのレバー部分を指でつまむと外れます。 ・バックルをセットする場合は「カチッ」と音がするまで差し込んでください。 ・バックルを外した状態での昇降はしないでください。
開閉操作方法	はしごの開閉操作は、天井裏で操作しないでください。人の転落による事故・ケガの原因になります。		

(3) 警告表示以外の項目

分類	製品区分	内容	内容事例（表示文例）
お手入れ	はしご段	お手入れ方法	日常のお手入れは乾いた柔らかい布で乾拭きしてください。ひどい汚れまたは落ちにくい汚れは中性洗剤を薄めて固く絞った雑巾で拭き取ってください。汚れがひどい場合でも酸性・アルカリ性の洗剤、溶剤(シンナー・ベンジン)などは絶対に使用しないでください。表面が変色、変質のおそれがあります。
		ワックスによるすべりに関して	はしごにすべりやすいワックスがけはしないでください。すべてケガの原因になります。
		潤滑油の注油に関して	潤滑油がはしごにつかないように注油してください。はしごに潤滑油が付着した場合は、確実に拭き取ってください。付着した状態で昇降しますとすべてケガの原因になります。防錆油がはしごにつかないように塗ってください。はしごに防錆油が付着した場合は、確実に拭き取ってください。付着した状態で昇降しますとすべてケガの原因になります。
メンテナンス	はしご段	異常時の確認	使用中に異常を感じられたり不具合が生じたときは、本説明書をよくお読みいただき、取付部分などの状況を確認してください。ご自身で対処できない場合には、施工業者様にご連絡またはご相談してください。

A. 危害、損害の程度の表示方法

(1) 「危険」



危害・損害の程度を示す用語

- ・基本形はゴシック系とする。
- ・字高は、一般注意図記号の基本正方形の1辺と同じA寸法とし、位置は基本正方形に合わせる。(付表-1 B 参照)

一般注意図記号

- ・図記号は付表-2の2-01(一般注意)を用いること。
- ・多色刷りの場合は、次の色とすること。
 三角形の枠および!記号……黒
 三角形の内部……黄色
- ・網かけ印刷の場合、三角形の内部は網をかけないこと。

(2) 「警告」



(3) 「注意」



B. 警告図記号の使用上の留意点

1) 図記号の基本形状 (図1)

- 禁止図記号、注意図記号および指示図記号の枠寸法を見かけ上、同一であるようにするために、一辺(A)の基本正方形を設定する。
- 禁止図記号および指示図記号の円形は、基本正方形の1.25倍の外径とする。
- 注意図記号の三角形は、基本正方形の1.5倍の正三角形を外側の縁とする。
- 一般注意図記号を「危険・警告・注意」と組合わせて使う場合の文字高さは、基本正方形の一辺と同じA寸法とし、位置は基本正方形に合わせる。(図2)
- それぞれの枠の大きさは、図記号の一つのセットの中では一定に保つことが望ましい。

2) 図記号の最小の大きさ

- 図記号の最小の大きさは、 $A=8\text{mm}$ とする。(図3は原寸大での表示)
 ただし、注意を促すために使用する一般注意図記号に最小寸法が適用できない製品の場合は、視認性向上に十分な配慮が必要である。

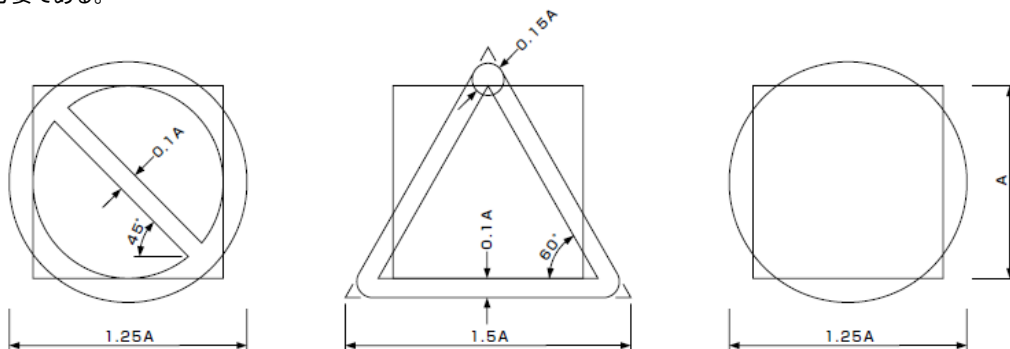


図1



図2

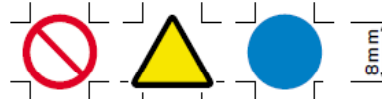



図3

図記号はモロクロで印刷していますが使用にあたっては一般社団法人リビングアメニティ協会HP「内装建材の警告表示ガイドライン」(<http://alianet.org/pickup/keikokuguideline/>)を参照ください。

C. 警告図記号 (1/3)

1. 注意図記号


基本形状	色	使い方
	色彩を用いる場合には、JIS S 0101では、三角形の枠部分は黒とし、内部は黄色とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の取扱いにおいて、発火、破裂、高温に対する注意を喚起するために用いる。 ・▲の形状の中に具体的な注意事項を表す図記号を黒色で図示する。 ・網かけ印刷の場合、三角形の内部は網をかけないこと。

	図記号	名称および意味	関連規格
1-01		名称：一般注意 意味：特定しない一般的な注意を示す。	JIS S 0101-6. 2. 1
1-02		名称：発火注意 意味：特定の条件において、発火の可能性を示す。	JIS S 0101-6. 2. 2
1-03		名称：感電注意 意味：特定の条件において、感電の可能性を示す。	JIS S 0101-6. 2. 4
1-04		名称：高温注意 意味：特定の条件において、高温による傷害の可能性を示す。	JIS S 0101-6. 2. 5
1-05		名称：手や腕を挟まれないよう注意 意味：ドア、挿入口などで手や腕が挟まれることによって起こる傷害の可能性を示す。	関連規格なし 但し、手のデザインはISO 7001-019 に準拠 一般財団法人家電製品協会 で規定
1-06		名称：指のケガに注意 意味：特定の条件において、ケガする可能性を示す。	関連規格なし 一般財団法人家電製品協会 で規定
1-07		名称：手を挟まれないよう注意 意味：ドア、挿入口などで手が挟まれることによって起こる傷害の可能性を示す。	関連規格なし 一般財団法人家電製品協会 で規定

図記号はモロクロで印刷していますが使用にあたっては一般社団法人リビングアメニティ協会HP「内装建材の警告表示ガイドライン」(<http://alianet.org/pickup/keikokuguideline/>)を参照ください。

C. 警告図記号 (2/3)


2. 禁止図記号




基本形状	色	使い方
	色彩を用いる場合には、JIS S 0101では、円および内部の斜線部分は赤とし、その他は白とする。	<ul style="list-style-type: none"> 製品の取扱いにおいて、その行為を禁止するために用いる。 ○の使い方は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ○の形状中に具体的な禁止事項を意味する図記号を黒色で図示する。○は図記号にかぶせる。 図記号以外の絵(イラストレーション)を併用する場合は、その絵に○を添える。 図記号を用いず、文章のみの場合は、その文章に○を添える。 網かけ印刷の場合、○の内部は網かけないこと。

	図記号	名称および意味	関連規格
2-01		名称: 一般禁止 意味: 製品の取扱いにおいて、その行為を禁止するために用いる。	JIS S 0101 (5. 1項)
2-02		名称: 接触禁止 意味: 製品の特定場所に触れることによって傷害が起こる可能性を示す。	JIS S 0101-6. 1. 2
2-03		名称: 分解禁止 意味: 製品を分解することで感電などの傷害が起こる可能性を示す。	JIS S 0101-6. 1. 4
2-04		名称: 水ぬれ禁止 意味: 防水処理のない製品を水がかかる場所で使用したり水にぬらすなどして使用すると漏電によって感電や発火の可能性を示す。	JIS S 0101-6. 1. 5
2-05		名称: ぬれ手禁止 意味: 製品をぬれた手で扱うと感電する可能性を示す。	JIS S 0101-6. 1. 6

C. 警告図記号 (3/3)

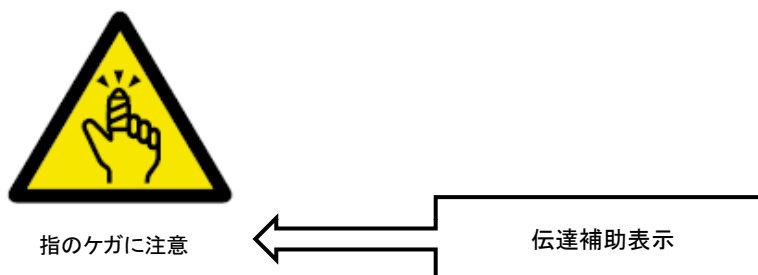
3. 指示図記号

基本形状	色	使い方
	円の内部を青で塗りつぶす。	<ul style="list-style-type: none"> 製品の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制するために用いる。 ●の形状の中に具体的な指示事項を意味する図記号を白系統で図示する。

	図記号	名称および意味	関連規格
3-01		名称：一般指示 意味：使用者に対し指示に基づく行為を強制する。	JIS S 0101-6.3.1
3-02		名称：電源プラグをコンセントから抜け 意味：使用者に電源プラグをコンセントから抜くように指示する。	JIS S 0101-6.3.2
3-03		名称：アース線を必ず接続せよ 意味：安全アース端子付きの機器の場合、使用者にアース線を必ず接続するように指示する。	関連規格なし

4. 警告図記号 使用上の留意点

- ① 性格に伝えるため、伝達補助表示を付加すること。
- ② 伝達補助表示は、図記号の名称に相当するもので、省略した名称でも構わない。
- ③ 伝達補助表示は、原則図記号の下に書くこと。(下図参照)
- ④ 取扱説明書においては、説明文中で図記号の意味が伝えられていれば伝達補助表示はなくても構わない。しかし、使用者(消費者)の理解を促すために、伝達補助表示を付加することが望ましい。



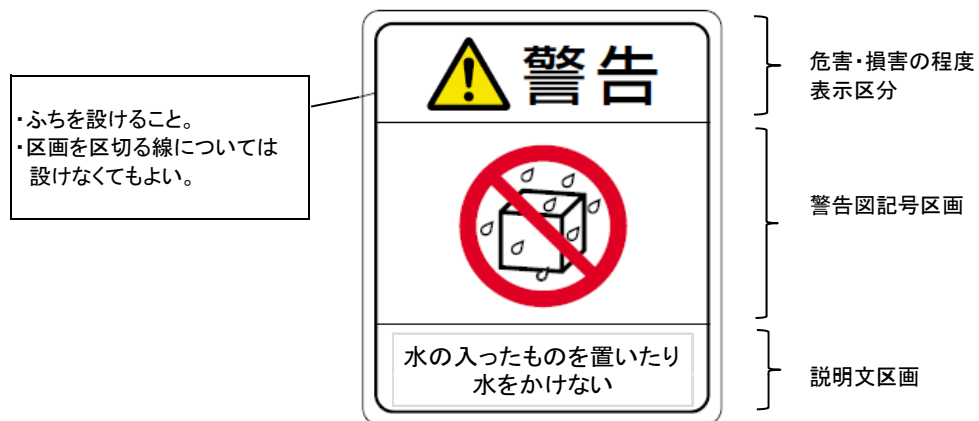
図記号はモロクロで印刷していますが使用にあたっては一般社団法人リビングアメニティ協会HP「内装建材の警告表示ガイドライン」(<http://alianet.org/pickup/keikokuguideline/>)を参照ください。

D. 製品本体(ラベル)への警告表示の例

・実際の大きさや比率は適宜変更してよいが、次の点に留意する。

- a) 図記号の最小の大きさは、1辺が8mmの基本正方形とする。
- b) 危険の種類を表わす図記号の大きさは、危害・損害の程度の表示に用いる一般注意図記号より大きく強調して用いる。
- c) 図記号と背景色とのコントラスト(明度差)は、マンセル値4.0以上とする。
なお、背景色は白系統色が望ましい。
- d) 説明文に使用する文字の大きさ(高さ)は、3.0mm(写植12級相当)以上とする。
- e) 説明文の書体は、ゴシック系が望ましい。

(1) 縦型



(2) 横型



(3) 警告図記号区分なし



E. 取扱説明書への警告表示の例 (1/2)



警告表示内容の理解を促すために、次の要素を導入文として記載する。

- ①見出し ②導入文 ③危害・損害の程度の説明文 ④警告図記号の説明文

警告表示の種類と内容

- 人身事故や財産の損害を未然に防止するために、製品の取扱いについて次のような警告表示をしています。内容を、ご理解の上、正しく安全にお使いください。



誤った取扱いをした場合に生じる危険とその程度を、次のレベルで説明しています。

表示方法	内 容
 警告	この表示を無視して誤った取扱いを行なうと、使用者などが死亡または重症を負うことが想定される危害の程度を示す。
 注意	この表示を無視して誤った取扱いを行なうと、使用者などが傷害(※1)を負うことが想定されるか、物的損害(※2)の発生が想定される危害・損害の程度を示す。

(※1) 傷害とは、治療に入院や長期の通院を要さない、ケガ、やけど、感電などをさす。




(※2) 物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットなどに関わる拡大損害をさす。

本文中や本体に使われている図記号の意味は、次のとおりです。

図記号	内 容
	「してはいけない」を示します。
	「必ず行っていただくこと」を示します。

- ・ 製品によっては、操作方法や調整方法を記載したラベルを貼っておりますので、本書と併せてお読みください。

E. 取扱説明書への警告表示の例 (2/2)

警告表示本文は、危害・損害の程度の高い順にくって表示し、 危険  警告  注意の見出しを付けて、個別に警告表示を区分して表示する。

安全のためにお守りください

 **警告**

● 扉どうしのすき間に手を置かない。

扉の開閉にあたっては、扉どうしのすき間に手を置かないでください。指をはさんでケガをするおそれがあります。【例： 建具 折戸】



● 水の入ったものを置いたり、水をかけない。

水槽、花瓶など水の入ったものを置いたり、水をかけたりしないでください。ショート、感電のおそれがあります。【例： コンセント付き収納ユニット】



● はしごに2人以上のらない。

はしごに2人以上乗らないでください。同時に2人以上で昇降すると接触により、転倒や転落して、ケガをするおそれがあります。【例： はしご段】



 **注意**

● 扉の開閉は静かに行なう。

扉の開閉は静かに行なってください。勢いよく開閉すると、扉が破損したり脱落してケガをするおそれがあります。【例： 建具、収納】



● ○○kgを超える重量の物を収納しない。

□□に○○kg(または耐荷重)を超える重量の物を収納しない(または載せない)でください。破損、落下、転倒してケガをするおそれがあります。【例： 収納】



● 自分で分解・改造をしない。

絶対に自分で分解・改造をしないでください。ケガ、事故の原因になります。【例： 建具、収納】



● フタが完全に閉まっているか確認を行なう。

フタを開めるときは、フタが完全に閉まっているか確認してください。フタが閉まっていないと、フタが開き、ケガをするおそれがあります。【例： はしご段】



一般社団法人リビングアメニティ協会 内装建材の警告表示に関するガイドライン

改訂 WG 委員名簿

	社 名	氏 名
リーダー	大建工業 (株)	戸田 克典
サブリーダー	パナソニック (株)	東谷 邦彦
委 員	(株) ウッドワン	小川 政義
委 員	(株) ウッドワン	塚田 千秋
委 員	住友林業クレスト (株)	大嶋 裕二
委 員	大建工業 (株)	杉本 匡司
委 員	大建工業 (株)	弓山 圭二
委 員	(株) LIXIL	所 美智雄
委 員	(株) LIXIL	黒石 明男
委 員	(株) ノダ	芹澤 勝彦
オブザーバー	リビングルーム部会長 (大建工業 (株))	長谷川賢司
オブザーバー	一般社団法人 リビングアメニティ協会	宮原 龍作

*本ガイドライン (第 2 版) の警告図記号の一部は、一般財団法人家電製品協会の了解を得て作成しています。

平成 24 年 (2012 年) 6 月発行

内装建材の警告表示に関するガイドライン (第 2 版)
<適切な PL 法および消費生活用製品安全法の対応に向けて>

一般社団法人リビングアメニティ協会

<http://www.alianet.org/>

〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 6 階

TEL : 03 (5211) 0540 FAX : 03 (5211) 0546

禁無断転載